二　国等が国内において行った課税仕入れのうち、改正法附則第五条第一項から第三項まで、第四項本文若しくは第五項本文若しくは第七条第一項の規定又は附則第五条第一項から第三項までの規定の適用を受けた事業者からこれらの規定の適用を受けた課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けたもの

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年三月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十七号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百二十条第二項、第百二十一条第二項及び附則第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の次に次の二条を加える。

（概算後期高齢者支援金調整率）

第二十五条の二　法第百二十条第一項の概算後期高齢者支援金調整率は、全ての保険者について、百分の百とする。

（確定後期高齢者支援金調整率）

第二十五条の三　法第百二十一条第一項の確定後期高齢者支援金調整率は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一　各保険者に係る加入者の数及び保険者の種類を勘案して、法第十九条第二項第二号に掲げる目標についての達成状況及び特定健康診査等（法第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。以下この条において同じ。）の実施状況が著しく不十分なものとして厚生労働省令で定める基準に該当する保険者（特定健康診査等の実施状況が著しく不十分であることについてやむを得ない事由があるものとして厚生労働省令で定める基準に該当するものを除く。次号イにおいて「加算対象保険者」という。）　百分の百・二三

二　各保険者に係る加入者の数及び保険者の種類を勘案して、法第十九条第二項第二号に掲げる目標についての達成状況及び特定健康診査等の実施状況が十分なものとして厚生労働省令で定める基準に該当する保険者（ロにおいて「減算対象保険者」という。）　一からイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を控除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率

イ　当該各年度における全ての加算対象保険者に係る法第百十九条第一項の確定後期高齢者支援金の額の総額と当該各年度における全ての加算対象保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金の額の総額との差額

ロ　当該各年度における全ての減算対象保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金の額の総額

三　前二号に掲げる保険者以外の保険者　百分の百

2　前項第二号の調整前確定後期高齢者支援金の額は、当該各年度における全ての後期高齢者医療広域連合の法第百条第一項に規定する保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該保険者に係る加入者の数を乗じて得た額とする。

附則第五条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（健康保険法施行令等の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

一　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）附則第四条

二　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）附則第三十四条

三　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）附則第一条の四及び第五条

四　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）附則第十三条及び第十四条

五　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第五十二条の七

（健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第三条　健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第三項中「附則第四条の三」を「附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第四条の三」に、「同法第百五十三条」を「同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第百五十三条」に改め、同項の表第百五十三条第二項の項及び第百五十四条第二項の項中「及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金」を「及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金」に、「、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金」を「、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金」に改め、同表第百五十五条第一項及び第百六十条第三項第二号の項中欄中「後期高齢者支援金等」を「及び」に改め、同項下欄中「後期高齢者支援金等、老人保健拠出金」を「、老人保健拠出金及び」に改め、同表第百六十条第十四項の項及び第百七十三条第一項及び第百七十六条の項中「及び後期高齢者支援金等」を「及び病床転換支援金等」に、「、後期高齢者支援金等」を「、病床転換支援金等」に改め、同表附則第二条第一項の項中「後期高齢者支援金等」を「病床転換支援金等」に改める。

附則第七条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第二項を削る。

附則第八条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第二項を削る。

附則第九条第五項中「平成二十四年度」の下に「から平成二十六年度まで」を加え、同条第六項及び第七項を削る。

附則第十条第五項中「附則第二十一条第三項」を「附則第二十二条の規定により読み替えられた同法附則第二十一条第三項」に、「調整対象基準額及び」とあるのは「調整対象基準額並びに」と、「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金」を「及び病床転換支援金」とあるのは「、病床転換支援金」に改める。

附則第十一条第五項中「平成二十四年度分」の下に「から平成二十六年度分まで」を加え、同条第六項及び第七項を削る。

附則第十二条第二項中「平成二十四年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第三項を削る。

附則第十九条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第二項を削る。

附則第二十条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十六年度」に改め、同項の表下欄中「附則第七条第一項」を「附則第七条」に改め、同条第二項を削る。

附則第二十一条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十六年度」に改め、同項の表下欄中「附則第八条第一項」を「附則第八条」に改め、同条第二項を削る。